

## 出席停止の病気について

下の表にあるような病気にかかったときは、法により出席停止の扱いを受けます。必ず、すみやかに担任まで連絡してください。

なお、医師により許可が出るまで登校できません。（この間は欠席になりません。）

学校保健安全法施行規則 18条・19条

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	エボラ出血熱、クルミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る） 及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエ ンザA属インフルエンザウイルスであって、 その血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終了 するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が良 好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌感染症 伝染性紅斑(リンゴ病)、感冒性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染 性単核症等)	症状により学校医その他の医師において 感染の恐れがないと認めるまで

\* 医師の許可を得て登校する際に、治癒証明書（医療機関で発行）が必要です。

第三種の「その他の感染症」「新型インフルエンザ・季節性インフルエンザ」については、  
医師が必要と認めるとき以外は原則提出不要です。